

【最終案】

宮津市教育大綱・
第3期教育振興基本計画

豊かな学びを深めてふるさとを愛する人づくり
～ つながり 響き合い 広がる教育 ～

宮津市

< 目 次 >

はじめに	・・・ 1
<hr/>	
1 宮津市教育大綱・第3期教育振興基本計画の位置づけと期間	
<hr/>	
第1章 宮津市の教育の基本理念とめざす人間像	・・・ 4
<hr/>	
1 教育の基本理念とめざす人間像	
<hr/>	
第2章 宮津市の教育の振興に係る基本方針と主な施策	・・・ 8
<hr/>	
1 心豊かで生きがいのある人生を創造する学びの推進 （社会教育・人権教育の振興に係る基本方針と主な施策）	・・・ 8
2 明日の宮津を創り上げる人間性豊かな子どもの育成 （学校教育の振興に係る基本方針と主な施策）	・・・ 11
3 豊かな心と体を育む文化芸術・スポーツの推進 （文化・スポーツの振興に係る基本方針と主な施策）	・・・ 15
4 豊かな歴史文化の継承と活用 （文化財保存・活用の振興に係る基本方針と主な施策）	・・・ 17
<hr/>	
第3章 宮津市教育大綱・第3期教育振興基本計画の推進について	・・・ 19
<hr/>	
1 宮津市教育大綱・第3期教育振興基本計画の進捗管理	

はじめに

我が国は、少子高齢化やグローバル化、また急速な情報化の進展や技術革新など、社会を取り巻く環境は大きく変化しています。また、児童虐待やいじめ問題、不登校児童生徒の増加、子どもの貧困、さらには地域のつながりの希薄化など、子どもたちを取り巻く環境もますます複雑になっています。

本市では、こうした社会の変化に対応しながら、教育環境の更なる充実を図るため、これまで就学前から10年間を見据えた小中一貫教育の導入、演劇的手法を活用したコミュニケーション教育の推進、加えて、児童生徒1人1台端末の導入のほか、様々な課題や困難を抱える子どもの居場所づくりとして、校内フリースクールや「子ども第三の居場所」の設置など、各種事業を着実に進めてまいりました。

将来の変化を予測することが困難な時代と言われる中で、次代を担う子どもたちが社会で生き抜く力を育むための教育環境の整備や、人生100年時代を見据え、生涯にわたり生き生きと社会参加し続けられる「豊かな学び」を通して、宮津市に暮らす全ての人々が幸せや生きがい、豊かさを感じられる社会の実現が求められています。

このため、国及び京都府の動向やこれまでの本市の現状と課題などを踏まえ、これからの教育の目指すべき方向性と今後5年間の教育施策を総合的かつ計画的に推進するため「宮津市教育大綱・第3期教育振興基本計画」を策定しました。

本大綱・計画に掲げる目指す人間像「一人ひとりがともに学び続け、心豊かで明日の宮津を創造していく人」を目指して、教育施策を市民の皆様とともに進めてまいりますので、引き続き、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、宮津市教育大綱・第3期教育振興基本計画の策定にあたり、パブリックコメント等を通じて貴重な御意見等をいただきました市民の皆様、関係者の皆様に心からお礼申し上げます。

令和8年3月

宮津市長 **城崎 雅文**

1 宮津市教育大綱・第3期教育振興基本計画の位置づけと期間

<策定の目的>

本市では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）に基づき、平成27年に宮津市教育大綱を策定、また、本市の長期的な教育の方向性を示す基本計画として、平成28年に宮津市教育振興計画を策定しました。

さらに、令和3年には、宮津市教育大綱・教育振興基本計画（以下「第2期計画」という。）を策定し、「豊かな学びを深めてふるさとを愛する人づくり」を基本理念として、その実現を目指しこれまで取組を進めてまいりました。

こうした中、第2期計画の現状と課題を整理し、近年の社会情勢の変化、さらには教育関連法の改正など教育を取り巻く状況の変化を踏まえ、宮津市教育大綱・第3期教育振興基本計画（以下「本計画」という。）を策定しました。

<策定の考え方>

本計画は、教育課題の解決を計画的・体系的に図るため、本市の教育が目指す方向や推進する施策を示したもので、教育基本法第17条第2項の規定に基づく教育の振興のための施策に関する基本的な計画として策定しています。策定に当たり、国の第4期にあたる教育振興基本計画（令和5年度～令和9年度）、京都府の第2期京都府教育振興プラン（令和3年度～令和12年度）をはじめ、本市の市政運営の基本的な指針である第7次宮津市総合計画（令和3年度～令和12年度）、第3期宮津市子ども・子育て支援事業計画（令和7年度～令和11年度）等の関連する計画との整合を図っています。

【『第7次宮津市総合計画』（令和3年度～令和12年度）から<教育関連分>】

◆宮津市の目指す10年後の将来像（10年後に実現を目指す宮津市の姿）

共に創る みんなが活躍する 豊かなまち “みやづ”

<豊かなまち>

- 受け継がれた産業を守り、新たな価値を創造するまち
- 子育てしやすく、子どもたちの声が響く明るいまち
- 人と人とがつながり、住む人も関わる人も安心して心地よく暮らせるまち
- 自然や歴史・文化を守り「ふるさと宮津」に誇りや愛着を持つまち

◆重点プロジェクト（将来像の実現に向けて特に重点的に取り組むプロジェクト）

- 1 若者が住みたいまちづくりプロジェクト（「学校教育」を含む）
- 2 宮津の宝を育むチャレンジプロジェクト（「文化財保存・活用」を含む）

◆テーマ別戦略（将来像の実現に向けたまちづくりの方向性）

5 ふるさとを大切に学びを深めるまちづくり

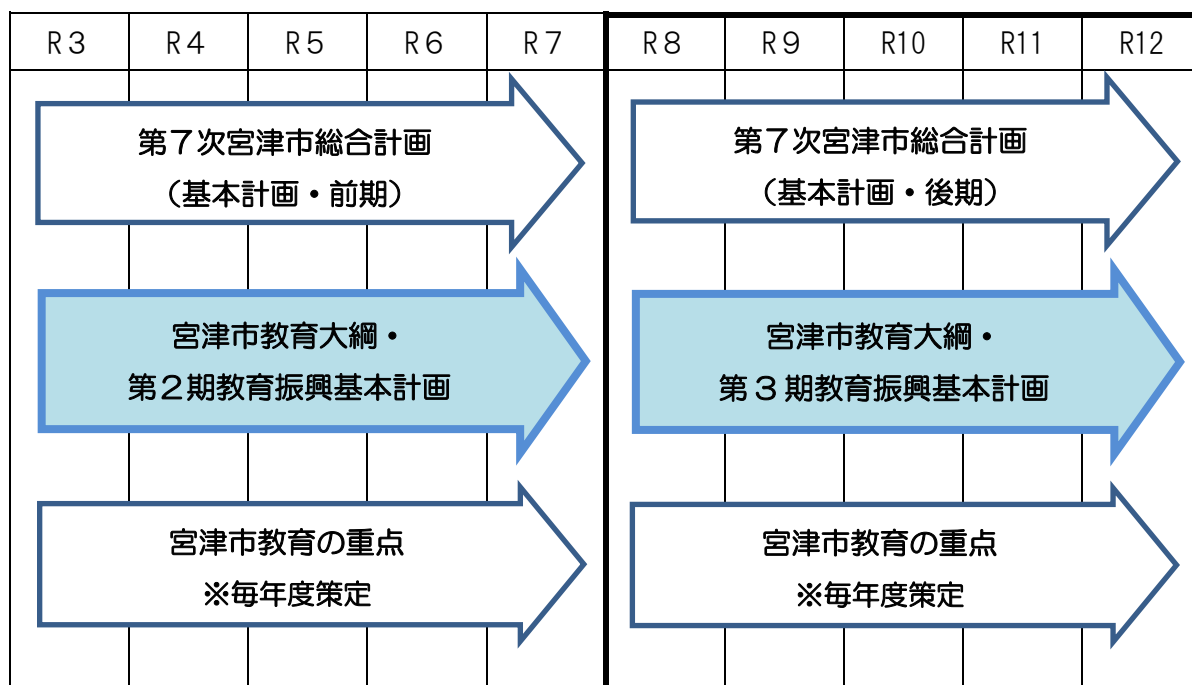
（進めるべき施策分野の10年後に目指す姿として、「心豊かで生きがいのある人生を創造する充実した学びができるまち」（社会教育）、「人権感覚豊かな地域社会を創出するまち」（人権教育・啓発）、「明日の宮津を創り上げる人間性豊かな子どもを育成するまち」（学校教育）、「豊かな心と体が育まれる文化芸術・スポーツのまち」（文化・スポーツ振興）、「豊かな歴史文化の継承・活用を通じ、誇りと愛着が持てるまち」（文化財保存・活用）などを掲げている。）

＜本計画の期間＞

本計画の期間は、『第7次宮津市総合計画』の基本計画（後期）の期間に合わせ、令和8年度から令和12年度までとします。

ただし、社会状況の変化等によって見直しの必要性が生じた場合は、その都度見直しを行います。

また、本計画に基づく個別の事業や取組については、毎年度の予算編成等を通じて決定し、毎年度策定をする『宮津市教育の重点』で示していきます。



第1章 宮津市の教育の基本理念とめざす人間像

1 教育の基本理念とめざす人間像

＜「教育の基本理念」と「めざす人間像」を定めるにあたっての考え方＞

現代社会は、少子高齢化、情報化、グローバル化*など急激に変化しており、家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化等を背景とした地域社会等のつながりや支え合いの希薄化など、貴重な学びや成長の機会・場が失われる一因となっています。

将来の予測が困難な時代において、誰一人取り残さない持続可能で、より良い社会の実現を目指すSDGs*の理念も踏まえ、私たち一人ひとりが自分の良さや可能性を認識し、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、「持続可能な社会の創り手」となることが求められています。

宮津市では、こうした社会的背景や、教育基本法に掲げられた教育の基本理念なども踏まえ、『宮津市教育大綱・第3期教育振興基本計画』の策定にあたり、以下の「教育の基本理念」と「めざす人間像」を定めます。



【教育の基本理念】

豊かな学びを深めてふるさとを愛する人づくり

教育を通じた「学び」は、それぞれ「つながり、響き合い、広がっていく」ことで、豊かな学びとして深まり、そこに関わる人々が幸福や生きがいを実感することで、ふるさとを愛する人づくりや、10年・20年先の持続可能な地域社会の発展へと繋がります。

宮津市では、就学前から10年間を見据えた小中一貫教育をはじめとした宮津の教育の姿や取組により、「豊かな学びを深めてふるさとを愛する人づくり」を進めることを教育の基本理念とします。

【めざす人間像】

一人ひとりがともに学び続け、心豊かで明日の宮津を創造していく人

教育の基本理念を踏まえ、子どもから大人までそれぞれのライフステージに応じて、心豊かで学び続けていくことが大切です。一人ひとりが豊かな学びを通して、ウェルビーイング*の実現につながるよう、また、地域社会の創り手となるよう、「心豊かで明日の宮津を創造していく人」をめざす人間像とします。

【宮津市の教育の基本理念 概念図】

教育を通じた「学び」は、それぞれ「つながり、響き合い、広がっていく」ことで、豊かな学びとして深まり、そこに関わる人々が幸福や生きがいを実感することで、ふるさとを愛する人づくりや、持続可能な地域社会の発展へと繋がります。このため、

豊かな学びを深めてふるさとを愛する人づくり

を教育の基本理念に、

一人ひとりがともに学び続け、心豊かで明日の宮津を創造していく人をめざす人間像として、「宮津の新しい教育の創造」を進めていきます。

「心豊かで生きがいのある人生を創造する学びの推進」を目指して社会教育・人権教育を振興

「明日の宮津を創り上げる人間性豊かな子どもの育成」を目指して学校教育を振興

【教育の基本理念】

豊かな学びを深めて
ふるさとを愛する人づくり

教育の振興

つながり + 響き合い + ひろがる

「宮津の
新しい
教育」
の創造

未来・
幸福

「豊かな心と体を育む文化芸術・スポーツの推進」を目指して文化・スポーツを振興

「豊かな歴史文化の継承と活用」を目指して文化財の保存・活用を振興

【めざす人間像】

一人ひとりがともに学び
続け、心豊かで明日の宮津
を創造していく人

『宮津市教育大綱・第3期教育振興基本計画』

～ つながり 響き合い 広がる教育 ～

【教育の基本理念】

豊かな学びを深めてふるさとを愛する人づくり

【めざす人間像】

一人ひとりがともに学び続け、心豊かで明日の
宮津を創造していく人

【教育の振興に係る基本方針と主な施策の視点】

【基本方針 1（社会教育・人権教育の振興に係る基本方針）】

◆心豊かで生きがいのある人生を創造する学びの推進

生涯にわたる学習機会を拡充し、心豊かでいきいきと学び続けられる社会教育を進めていきます。また、人権尊重の意識が日常生活のすみずみまで浸透した人権感覚豊かな社会を目指し、学校教育等と連携・協働して人権教育を進めていきます。

【基本方針 2（学校教育の振興に係る基本方針）】

◆明日の宮津を創り上げる人間性豊かな子どもの育成

就学前から10年間を見据えた小中一貫教育のこれまでの成果も踏まえ、子どもたち一人ひとりにとって豊かで多様な学びを通して、教育の質をさらに高め、「ふるさと宮津」に誇りと愛着を持てる学校教育を進めていきます。

【基本方針 3（文化・スポーツの振興に係る基本方針）】

◆豊かな心と体を育む文化芸術・スポーツの推進

活力のあるまちを目指して、豊かな心と体を育む文化芸術・スポーツの振興を進めていきます。

【基本方針 4（文化財保存・活用の振興に係る基本方針）】

◆豊かな歴史文化の継承と活用

「ふるさと宮津」に誇りと愛着が持てるよう、豊かな歴史文化の継承と活用を進めていきます。

【『宮津市教育大綱・第3期教育振興基本計画』（令和8年度～令和12年度）の全体像】

教育を通じた「学び」は、それぞれ「つながり、響き合い、広がっていく」ことで、豊かな学びとして深まり、そこに関わる人々が幸福や生きがいを実感することで、ふるさとを愛する人づくりや、持続可能な地域社会の発展へと繋がることから、

豊かな学びを深めてふるさとを愛する人づくり

を教育の基本理念に、

**一人ひとりがともに学び続け、
心豊かで明日の宮津を創造していく人**

をめざす人間像として、「宮津の新しい教育の創造」を進めていきます。

【社会教育・人権教育の振興に係る主な施策の視点】

- ① 生涯にわたる多様な学習機会の拡充
- ② 人権教育・啓発の推進
- ③ 家庭や地域の教育力の向上
- ④ ふるさとみやづ学の推進

【学校教育の振興に係る主な施策の視点】

- ① たくましい身体・確かな学力の育成と教育環境の充実
- ② 夢・志・豊かな感性を持った人づくり
- ③ 地域と一体となった学校づくり

【文化・スポーツの振興に係る主な施策の視点】

- ① 文化芸術活動の振興
- ② スポーツに親しむ機会の充実

【文化財保存・活用の振興に係る主な施策の視点】

- ① 歴史文化の価値を高め、未来へつなぐ
- ② 歴史文化を学び楽しみ、発信する

第2章 宮津市の教育の振興に係る基本方針と主な施策

1 心豊かで生きがいのある人生を創造する学びの推進

<社会教育・人権教育の振興に係る現状分析・課題>

◆高齢化や少子化、人口減少に伴い、地域や団体での活動の縮小、参加者の減少や固定化が進む中、各地区の公民館活動や市立図書館での様々な取組など一人ひとりのライフステージに応じた学習や活動の場を設けています。今後も、生涯にわたりいきいきと学び続けられる取組を進めるとともに、個人の学びを活かせる場を創出し、「学びを通じた人間関係づくりや社会参画」、「学習成果を活かした地域づくり」に向けた取組が必要です。

◆地区公民館等の社会教育施設は、幅広い年齢層の住民が集い、様々な学びや仲間づくりを行う地域コミュニティの場、災害時における避難場所など、地域の活性化や安全・安心につながる拠点として大切な役割を担うものであります。一方でそれらの施設は、老朽化が進む中にあり、継続した活動拠点とするためには、計画的な修繕や設備更新、また、ICT*環境の整備や耐震対策などの機能強化を行っていくことが必要です。



<社会教育・人権教育の振興に係る基本方針>

心豊かで生きがいのある人生を創造する学びの推進

生涯にわたる学習機会を更に拡充し、心豊かでいきいきと学び続けられる社会教育を進めるとともに、人権尊重の意識が日常生活のすみずみまで浸透した人権感覚豊かな社会を目指し、学校教育等と連携・協働して人権教育を進めていきます。

【① 生涯にわたる多様な学習機会の拡充】

公民館の環境整備や市立図書館機能を向上することにより、ライフステージに応じた様々な活動を充実し、また、それぞれの地域での特色を活かした取組を展開することにより、生涯学習を推進します。

- ◆公民館活動等を通じて、住民ニーズや現代的課題などに関する学習、健康づくりや文化活動など様々な取組を実施します。
- ◆「生涯学習の拠点施設（地域の知の拠点）」として市立図書館の利用を促進するため、各世代に合わせた蔵書の充実、企画展示やイベント実施。また、図書館システムの機能向上を行います。
- ◆公民館などの社会教育施設について、計画的に環境整備を行います。

【② 人権教育・啓発の推進】

人権教育・啓発の推進等により、人権を尊重する意識が日常生活のすみずみま

【④ ふるさとみやづ学の推進】

宮津への理解と愛着を深めていくための「ふるさとみやづ学」を推進します。

- ◆子どもから大人までのあらゆる世代が、様々な学習機会や体験活動を通じて、歴史文化、自然、地域行事などに触れて学び合う「ふるさとみやづ学」*を推進します。
- ◆高校生が地域や事業所との連携を深めて、宮津を知り学び、課題解決に向けた力を養う学習機会を創出します。
- ◆高校生や小中学生が、地域と関わり、異年齢で交流して学べる放課後探究スクール*を実施します。

<社会教育・人権教育の振興に係る数値目標>

	R 6 (現況)	R 12 (目標)
公民館の利用者数	3.1 万人	3.7 万人
市民一人当たりの図書の出借冊数	7.0 冊	9.0 冊
地域学校協働活動の実施数	121 回	180 回

2 明日の宮津を創り上げる人間性豊かな子どもの育成

<学校教育の振興に係る現状分析・課題>

- ◆時代とともに学び方も変化していきます。
子どもたちが将来、社会的に自立し活躍できる人材になるため、「自ら考え、判断して学び続けていく力」「多様な人たちと協働して新たな価値を生み出す創造力」「自分が思い描く未来を実現していく挑戦力」の育成を軸に、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実、探究的な学び*を重視して、新しい宮津の教育の創造を進めていきます。
- ◆全国学力・学習状況調査の結果において、全国平均を下回る教科・学年があるなど学力の定着に課題があると考えています。このため、引き続き、基礎・基本の徹底、言語活動を通じた表現力の育成、学習意欲の向上により、確かな学力の充実・向上を図る必要があります。
- ◆止まらない人口減少に伴い、今後さらに児童生徒数が減少し、学校の小規模化が進むと考えられます。このため、子どもたちがお互いに多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、思考力、表現力、判断力、課題解決能力等を育み、社会性や規範意識を身に付けることができる学習環境を充実させることが必要です。
- ◆不登校や不登校傾向にある児童生徒が増加しています。また、児童虐待や生活困窮など様々な課題や困難な状況下にある子どもの実態があります。また、小中学校では特別支援教育*など多様な教育的ニーズに応える学校づくりが求められています。このため、子どもたちが将来の社会的自立に向けて生き抜く力を育む居場所づくりや、学校における学習活動の充実、いじめ等の生徒指導上の課題解決や不登校児童生徒への対応、また、インクルーシブ教育*など支援体制の充実が求められています。
- ◆本市の子どもたちは、慣れた集団における会話は成立しても、互いに話し合っ結論を出す「対話」は苦手である傾向が見られます。国際化の進展に伴い、多様な価値観を持つ人々と協力、協働しながら社会に貢献できる創造性豊かな人材を育成することが重要です。このため、子ども達が多様な人間関係、対等な関係の中で自分を表現し、他者を理解できる基礎的なコミュニケーション能力を育める授業実践や授業改善が必要です。
- ◆急速な情報通信技術が進展する中、これまで各小中学校において児童生徒1人1台端末やネットワーク環境を整備してきました。これからの超スマート社会(Society5.0)*の実現に向け、子どもたちが将来にわたり学び続け、自立して社会を生き抜くため、ICT*などデジタルテクノロジー*の積極的な活用と未来を見据えた次世代の教育の創造が求められています。このため、今後もICT*など積極的な活用に加え、効果的な活用を積み重ねた授業の実践が必要です。

◆子どもたちが安全安心に学校生活を送ることができるよう、エアコン設置やトイレ改修など学校施設を計画的に整備していくことが重要です。また、熱中症対策として、今後学校体育館へのエアコン整備の検討を行うことが求められています。



<学校教育の振興に係る基本方針>

明日の宮津を創り上げる人間性豊かな子どもの育成

就学前から10年間を見据えた小中一貫教育のこれまでの成果も踏まえ、子どもたち一人ひとりにとって豊かで多様な学びを通して教育の質をさらに高め、「ふるさと宮津」に誇りと愛着を持てる学校教育を進めていきます。

<学校教育の振興に係る主な施策>

【① たくましい身体・確かな学力の育成と教育環境の充実】

子どもたちが心身ともに健やかでたくましく成長するとともに、学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見や課題解決していく力）など、確かな学力を育める教育環境を充実します。

- ◆幼児期に育まれる主体性や協働性、また遊びを通じた学びは、小学校以降の学びや生涯にわたる生活の基盤となります。このため、個々の発達や学びが途切れることなくスムーズにつながるよう、就学前から10年間を見据えた小中一貫教育の更なる推進や保幼小中高等学校連携を進めます。
- ◆「確かな学力の充実・向上」を目標にした『学力向上プラン』※に基づき、「基礎・基本の徹底」「論理的思考力や表現力の育成」「ICT※を活用した学習意欲の喚起、個別最適な学びと協働的な学びの実現」に向け、算数・数学・国語、英語を軸に、一人ひとりに応じた学力向上対策を展開します。
- ◆GIGAスクール構想※の実現を目指し、これまでの実践の蓄積にICT※を融合した教育を行うことで、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、一人ひとりの能力や個性に応じて創造性を育む教育を推進します。
- ◆「主体的・対話的で深い学び」※の実現に向け、児童生徒自らが興味や関心を持ち、他者との対話で考えを広げ、理解を深めていくための探究的な学びや、課題解決型学習を推進するとともに、算数・数学・国語の各教科に加え、世界とつながる英語力の向上に向けた学校における授業改善を推進します。
- ◆様々な感染症や性に関する問題、飲酒・喫煙・薬物乱用と健康との関わりなど、子どもたちが健康的な生活習慣を身に付けられるよう、学校と家庭等が連携した取組を進めます。
- ◆子どもたちの健やかな心身を育むため、学校等で体を動かす習慣を身に付け、運動・スポーツの楽しさを感じ、体力や運動能力を高める取組を進めます。

- ◆安全・安心な食材の確保及び地産地消の促進を図り、栄養教諭等と連携し、魅力ある献立づくりを進めるとともに、食育を通して児童生徒にとって望ましい食習慣を身に付ける取組を推進します。
- ◆子どもたちが安全安心に学校生活を送ることができるよう、各教室へのエアコン設置や学校トイレの洋式化をはじめ校舎等の長寿命化を進めるほか、熱中症対策に加え、災害時の避難所としての役割も視野に入れた体育館へのエアコン整備を検討します。
- ◆将来的に学校等の小規模化がさらに進むと見込まれることから、学校・幼稚園の適正な配置に努めます。
- ◆一人ひとりの教育的ニーズに丁寧に対応するために、特別支援教育支援員等を適正に配置し、きめ細やかな支援により、確かな学力の向上、豊かな心の育成を図ります。
- ◆経済的に困難な状況に置かれている子どもはもとより、すべての子どもたちが夢や希望を持って成長していけるよう、就学援助制度*の運用や、家庭での基本的な生活習慣の確立と学習習慣の定着に係る取組などを進めます。
- ◆勤務時間上限遵守に向けた取組等を通じ、教職員の心身の健康を保持するとともに、専科教員の配置や校務DX*の活用など教育効果の向上につながる「働き方改革」*と「働きがい」の両立に向けた取組を推進します。

【② 夢・志・豊かな感性を持った人づくり】

子どもたちが多様な学びに触れ、夢・志・豊かな感性にあふれ、ふるさと宮津に誇りと愛情を持った子どもを育みます。

- ◆子どもたちが地域社会の中で自ら学び、自ら考え、主体的に判断・表現し、行動できる資質や能力を身に付けられるよう「ふるさとみやづ学」*のさらなる推進を図ります。
- ◆通常の学級に在籍する発達障害等のある児童生徒には、通級による指導を通して、個々の障害の状況に応じた指導を行うとともに、共生社会*の形成に向けたインクルーシブ教育*システム構築に向けた特別支援教育を推進します。
- ◆演劇的活動などの表現手法を取り入れた授業や活動を積極的に取り入れ、子どもたちの自己肯定感や他者理解の向上を図るコミュニケーション教育を推進します。
- ◆自他を大切にし、人を思いやる心を育む道德教育を充実するとともに、いじめや暴力を許さない学校づくりを進めます。
- ◆教育支援センターの「こころのひろば」、小中学校の校内フリースクール*、子ども第三の居場所「みやづ子どもサポートセンター」「ぼけっと」*がそれぞれ連携・協働して、様々な課題や困難を抱える子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりを充実させます。

◆小中学校においては、校内教育相談体制を確立して組織的な支援を充実させるとともに、不登校児童生徒の社会的自立に向けた取組を推進します。

◆休み時間など教室以外の場所でリラックスでき、落ち着いて過ごせるスペースがある学校づくりを進めます。

◆中学校において、不登校及び不登校傾向にある生徒も含めたキャリア教育^{*}の支援を行うとともに、校種間、地域、関係機関とも連携し、児童生徒の夢や希望、勤労観・職業観、生き方や進路などのキャリアプランニング能力^{*}等を育成します。

【③ 地域と一体となった学校づくり】

子どもたちが自分の力で人生や社会をよりよくできるという実感をもつことができるよう、地域や社会と学校が連携・協働した教育活動を充実します。

◆コミュニティ・スクール^{*}（学校運営協議会^{*}制度）において、学校と保護者、地域が対等な立場で現状や課題を共有し、熟議を重ねることで、「地域とともにある学校」を目指すとともに、自然や歴史、伝統文化等を題材とした宮津ならではの地域学校協働活動^{*}の取組を推進します。

◆あらゆる災害を想定して、危機管理体制を強化するとともに、地域と連携し、自らの生命と安全を確保するための防災教育を進めていきます。

<学校教育の振興に係る数値目標>

	R 6 (現況)		R 12(目標)
全国学力・学習状況調査における教科に関する調査（算数・数学・国語・英語）の平均正答率	小 6 算数	宮津市平均 64.0 ※全国平均 63.4 ※京都府平均 67.0	全国平均、京都府平均を常に上回る状況
	中 3 数学	宮津市平均 53.0 ※全国平均 52.5 ※京都府平均 53.0	
	小 6 国語	宮津市平均 67.0 ※全国平均 67.7 ※京都府平均 70.0	
	中 3 国語	宮津市平均 60.0 ※全国平均 58.1 ※京都府平均 59.0	
	(R5) 中 3 英語	宮津市平均 46.0 ※全国平均 45.6 ※京都府平均 47.0	
将来の夢や目標を持っている生徒の割合（全国学力・学習状況調査）	中 3 : 40.5% ※全国平均 36.1% ※京都府平均 35.1%		50%を上回る

今住んでいる地域の行事に参加している児童生徒の割合（京都府学びのパスポート）	小6：45.0% ※京都府平均 29.4% 中3：48.0% ※京都府平均 16.9%	70%を上回る
----------------------------------------	------------------------------------------------------	---------

3 豊かな心と体を育む文化芸術・スポーツの推進

<文化・スポーツ振興に係る現状分析・課題>

- ◆近年、趣味や余暇の多様化が進み、新たな文化の創造など個々の文化活動への参加は進みはじめている一方、文化の担い手の高齢化や人口減少等により、地域の文化を支える力が弱まっています。
- ◆子どもの頃から身近な文化活動に触れて体験する機会の創出や、大人になってからも幅広く参加しやすく取り組んでみようと思える魅力ある文化活動のあり方を検討する必要があります。
- ◆地域に古くから伝わる伝統文化を後世に継承していくための担い手・つなぎ手の育成や広く認知・体験してもらう機会の創出が求められています。
- ◆令和3年度のスポーツに関するアンケート調査では、成人の週1回以上のスポーツ実施率は39.7%となっています。市民の心身の健康・ウェルビーイング[※]を高め、まちの活力を生み出すため、子どもの頃から生涯に渡り、誰もが気軽にスポーツに親しめる機会創出や環境づくりを進める必要があります。



<文化・スポーツ振興に係る基本方針>

豊かな心と体を育む文化芸術・スポーツの推進

活力のあるまちを目指して、豊かな心と体を育む文化芸術・スポーツの振興を進めていきます。

<文化・スポーツ振興に係る主な施策>

【① 文化芸術活動の振興】

子どもから高齢者まで、様々な世代や立場の人々が生涯に渡り文化芸術に「親しむ」取組、文化芸術活動を通じた交流により文化芸術の輪を「広げる」取組、文化団体協議会をはじめとする文化に携わる人々の活動の活性化支援や情報収集、発信など「支える」取組を通じ、「文化芸術を通じた人とまちの元気づくり」を進めます。

- ◆京都府等と連携し、本物の文化芸術に触れる機会を創出します。
- ◆普段、文化芸術に触れる機会が少ない人も参加しやすいよう、マルシェ[※]等を掛け合わせた事業を展開します。

- ◆市内で行われる文化芸術活動を通じ、市民とアーティストの交流機会の創出や、地域内外の交流を促進します。
- ◆文化団体協議会の活動支援や新たな文化の担い手・つなぎ手を育成し、市民の文化活動の活性化に向け、活動、発表の機会を充実するなど、市民の創作活動、文化芸術活動を促進します。
- ◆文化芸術活動を魅力あるまちづくりにつなげるため、市のホームページやSNS*など、多様なツールにより市内外に広く本市の文化芸術活動に係る情報を発信します。

【② スポーツに親しむ機会の充実】

ライフステージに応じたスポーツや競技スポーツの振興などスポーツを通じて市民の心身の健康を高めるとともに、まちの活力を生み出す「スポーツを通じた人とまちの元気づくり」を進めます。

- ◆成人の週1回以上のスポーツ実施率50%を目指し、宮津市スポーツ協会加盟の競技協会、宮津市スポーツ推進委員、宮津市民実践活動センター、総合型地域スポーツクラブ等*と連携したスポーツ教室等の開催など、ライフステージに応じたスポーツ活動を推進します。
- ◆多様なニーズに対応したスポーツを支える環境を充実させるため、既存スポーツ施設の整備・充実や活用促進、中学校部活動の地域展開等*に取り組みます。
- ◆まちに元気を与える競技スポーツを振興するため、ジュニアスポーツ*団体と連携し、トップアスリートとの交流や次世代選手の育成、競技団体組織の活性化、指導者の育成・確保等に取り組みます。
- ◆スポーツ交流によるまちの元気づくりに向け、プロスポーツチームとの交流や全国的・広域的なスポーツ大会の誘致及び開催の支援等を実施します。

<文化・スポーツの振興に係る数値目標>

	R 6 (現況)	R 12 (目標)
広く一般市民等を参加対象とした市内で行われる音楽・文化活動の回数	40回	48回

年1回以上、直接的に文化芸術に関わりを持つ (活動・鑑賞・体験・運営ボランティアなど) 市民の割合	79.4% (R7)	87.0%
成人の週1回以上のスポーツ実施率	39.7% (R3)	50.0% (R9)

4 豊かな歴史文化の継承と活用

<文化財保存・活用の振興に係る現状分析・課題>

- ◆『宮津市文化財保存活用地域計画』*に示した現状と課題を解決するため、4つの重点プロジェクトを中心に事業を推進しています。持続可能な文化財*保存・活用を実現するため、体制を整備する必要があります。
- ◆天橋立の保全と継承について、丹後府中遺跡群*の発掘調査や重要文化的景観*の整備を実施し、新たな価値の発見や、整備と継承、情報発信を推進しています。天橋立の世界遺産*登録を目指して、天橋立の国際的な評価の確立と、持続可能な保存・管理体制の構築を進める必要があります。
- ◆宮津地区における町並みの保存と活用について、指定管理者と連携して旧三上家住宅*の活用を行うとともに、重要文化的景観の追加選定を目指しています。旧三上家住宅の保存・活用の方針を定め整備などを進めるとともに、重要文化的景観の追加選定を行い、景観まちづくり、観光まちづくりに資する必要があります。
- ◆デジタル技術をもちいた情報発信について、宮津地区においてデジタルマップや多言語解説の整備を行いました。市域全体の文化財についても、資料のデジタル化*とアーカイブ*の構築を進め、Web*などでの情報発信につなげる必要があります。
- ◆文化財*の保存・活用を担う人材育成について、ふるさとみやづ学*を社会教育、学校教育と連携して推進しています。ふるさとみやづ学の定着や裾野の拡大、関係機関との連携強化を図り、地域、学校と一体となって文化財*の保存・活用を担う人材育成につなげる必要があります。



<文化財保存・活用の振興に係る基本方針>

豊かな歴史文化の継承と活用

「ふるさと宮津」に誇りと愛着が持てるよう、豊かな歴史文化の継承と活用を進めていきます。

＜文化財保存・活用の振興に係る主な施策＞

【① 歴史文化の価値を高め、未来へつなぐ】

宮津市の歴史文化の価値を掘り起こし、高め、地域や学校と一体となって未来へと継承します。

- ◆文化財保存活用地域計画推進協議会を中心として「文化財保存活用地域計画」を推進し、「文化財保存活用地域計画」の周知と、地域や学校と一体となった文化財^{*}の保存・活用を進めます。
- ◆天橋立の世界遺産登録を目指し、京都府と連携して「顕著な普遍的価値」^{*}の確立と保存管理体制の整備を推進するとともに、「天橋立を世界遺産^{*}にする会」の支援を行い、天橋立を未来へと継承する機運醸成につなげます。
- ◆国選定「宮津天橋立の文化的景観」について修景事業を推進し、地域の魅力を高めるとともに、宮津地区の追加選定を行います。
- ◆市内の重要遺跡の確認調査を継続的に実施し、新たな歴史資源の掘り起こしと埋蔵文化財の保存・活用を進めます。
- ◆市指定文化財をはじめ国・府の文化財指定等を行い、歴史資源の価値づけや保存・活用を進めます。
- ◆文化財所有者による修理事業を支援し、文化財^{*}の保存・活用を進めます。
- ◆無形の民俗文化財をはじめ、地域の伝統文化・芸能の継承を支援します。

【②歴史文化を学び楽しみ、発信する】

宮津市のすばらしい歴史文化を学び、楽しむとともに、その魅力を発信し、まちづくりに活用します。

- ◆旧三上家住宅^{*}の保存活用の方針を定め、活用と整備を進めます。
- ◆ふるさとみやづ学^{*}について、その定着を図るとともに、関係機関との連携や協働を進め、参加者や担い手の増加につなげます。
- ◆歴史資料のデジタル化^{*}とアーカイブ^{*}の構築を進め、Web^{*}などでの情報発信を充実します。
- ◆京都府立丹後郷土資料館や旧三上家住宅^{*}との連携を視野に入れて、宮津市歴史資料館の活用について検討します。

＜文化財保存・活用の振興に係る数値目標＞

	R 6 (現況)	R 12 (目標)
国・府・市指定等文化財の件数	210	225
出前講座等の参加人数	700	1000

第3章 教育大綱・第3期教育振興基本計画の推進について

1 本計画の進捗管理

＜本計画の管理体制＞

本計画の数値目標や主な施策の達成度、事業の進捗状況については、毎年度、宮津市総合教育会議において点検・評価を行うとともに、宮津市教育委員会事務事業点検評価において点検評価委員の評価を受け、その結果を公表します。

＜本計画の見直し等＞

本計画の中間年(3年目)と最終年(5年目)に数値目標や主な施策の達成度等を点検し、複数年にわたる継続した教育の振興に係る変化を把握します。

この把握結果を踏まえ、効果的な教育の振興を図るとともに、大綱・計画の目標達成に向けて取り組みます。また、達成度に基づき、数値目標の見直しを行います。

『宮津市教育大綱・第3期教育振興基本計画』の策定経過

【宮津市総合教育会議・パブリックコメント・宮津市教育委員会定例会】

令和7年12月1日（月）	令和7年度第1回宮津市総合教育会議 次期『宮津市教育大綱・第3期教育振興基本計画』の策定について（現在の宮津市教育大綱・第2期教育振興基本計画に係る現状分析・課題等に係る共有、次期『宮津市教育大綱・第3期教育振興基本計画（中間案）の確定に向けた意見交換』
令和8年1月8日（木）～ 1月21日（水）	次期の『宮津市教育大綱・第3期教育振興基本計画』の中間案に係るパブリックコメントの実施
令和8年2月12日（木）	令和7年度第2回宮津市総合教育会議 次期『宮津市教育大綱・第3期教育振興基本計画』の策定について（次期の『宮津市教育大綱・第3期教育振興基本計画』の確定に向けた確認、『令和8年度宮津市教育の重点』（案）と『第2期宮津市学力向上プラン』（案）に係る意見交換）

【宮津市教育委員会研究協議会】

令和7年7月24日（木）	令和7年第2回宮津市教育委員会研究協議会
令和7年8月28日（木）	令和7年第3回宮津市教育委員会研究協議会
令和7年9月26日（金）	令和7年第4回宮津市教育委員会研究協議会
令和7年10月28日（火）	令和7年第5回宮津市教育委員会研究協議会
令和7年11月28日（金）	令和7年第6回宮津市教育委員会研究協議会
令和8年1月27日（火）	令和8年第1回宮津市教育委員会研究協議会

【その他】

令和7年9月3日（水）	宮津市校園長会議
令和7年9月10日（水）	[アンケート調査]宮津市立小学校児童（5・6年生）
	[アンケート調査]宮津市立中学校生徒（1・2・3年生）

～9月30日（火）	[アンケート調査]15歳～18歳までの市民
令和7年9月26日（金）	宮津市社会教育委員会
令和7年10月2日（木）	宮津市公民館長・主事会
令和7年10月	宮津市文化団体協議会（役員）、
令和7年10月	宮津市スポーツ協会（役員）
令和7年10月10日（金）	宮津市校舎長会議
令和7年10月17日（金）	宮津市文化財保存活用地域計画推進協議会

1 用語解説

行	用語	解説	掲載 ページ
あ	アーカイブ	コンピューターなどを用いて、一体的、体系的に保存・管理されたデータ群。	17・18
	I C T	Information and Communication Technology の略称。情報や通信に関する技術の総称。	8・11 ・12
	インクルーシブ教育	教育の現場においては、「すべての子どもを包括する教育」のことで、障害の有無にかかわらず子どもが共に学ぶ仕組みのこと。	11・13
	W e b	World Wide Web (ワールドワイドウェブ) の略称。インターネット上の文字や画像、動画などの閲覧を可能にするサービス。	17・18
	ウェルビーイング	身体的、精神的、社会的に良好で満たされた状態を指す概念。	4・15
	S D G s	持続可能な開発目標として 2015 年に国連で採択された 2030 年までに持続可能でより良い世界を目指すための 17 の国際目標です。	4
	S N S	Social Networking Service (ソーシャルネットワーキングサービス) の略称。人と人との社会的なつながりを維持・促進する様々な機能を提供する会員制のオンラインサービス。	8・16
	L G B T Q	性的指向や性自認の違いで分けられるレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クエスチョニングの頭文字をとった性的少数者を表す総称。	8
か	学力向上プラン	「基礎的知識及び技能の習得・定着」、「論理的思考力や表現力の育成」、「学びに向かう力、人間性等の育成」を目標として、5年間の子どもたちの確かな学力の充実・向上に向けた市独自の計画。	12
	課題解決型学習	児童生徒が主体となって情報収集・分析・議論・発表を重ねながら答えを導く探究的・協働的な学習方法。	12
	課題解決能力	児童生徒自ら問題を見つけて解決する力を育成すること。	11

か	コミュニティスクール (学校運営協議会)	学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための仕組み。	8・9・14
	G I G Aスクール構想	1人1台端末や高速大容量の通信ネットワーク等の学校ICT環境を整備・活用することによって、教育の質を向上させ、全ての子供たちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現することを目的としたもの。	12
	規範意識	集団生活や社会生活におけるきまりやルール、約束などの規範に基づいて、主体的に判断し行動しようとする意識。	
	キャリア教育	子どもたちが将来の生き方や職業について学び、社会的・職業的に自立するための力を育む教育。	14
	キャリアプランニング能力	児童生徒が自らの将来を計画し、実践し、学び、選択する力を指す。	14
	旧三上家住宅	江戸時代に城下町有数の商家であった三上家の旧宅。国の重要文化財。酒造業、廻船業、糸問屋等の道具類が展示され、外観の美しい白壁は江戸時代の面影を残している。	17
	共生社会	障害の有無や年齢・性別の違いなど、様々な違いのある人々が相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら、共に生きていく社会のこと。	13
	グローバル化	資本や労働力の国境を超えた移動が活発化するとともに、貿易を通じた商品・サービスの取引や、海外への投資が増大することによって世界における経済的な結びつきが深まること。	4
	顕著な普遍的価値 (OUV)	Outstanding Universal Value の訳語で、OUV と略称される。世界遺産において、国家間の境界を超越し、人類全体にとって現代及び将来世代に共通した重要性をもつような、傑出した文化的な意義又は自然的な価値を意味する。	18
	校内フリースクール	学校の空き教室を利用して、不登校の子どもたちに柔軟な学習環境を提供する仕組み。	13
	校務D X	デジタル技術を活用して学校の業務を改革し、教職員の働きやすさや教育活動の質向上を目指す取組。	13

さ	重要文化的景観	人々の生活、生業、風土による形成された景観地。特に重要なものが、重要文化的景観に選定される。「宮津天橋立の文化的景観」が国の重要文化的景観に選定。	17
	主体的で対話的で深い学び	「主体的な学び」とは、学ぶことに興味や関心を持ち、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげること。「対話的な学び」とは、協働、対話、考えること等を通じ、自己の考えを広げ深めること。「深い学び」とは、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、問題を見いだして解決策を考えたりすること等にむかうこと。	12
	就学援助制度	経済的な理由で教育を受けることが困難な家庭に対して、必要な支援を提供する公的な制度。	13
	ジュニアスポーツ	心身の健全な育成・発達や競技力向上を目指し、主に18歳以下の子どもたちが行うスポーツ活動。	16
	世界遺産	一国にとどまらず人類全体にとって、貴重でかけがえのない財産。1972年、ユネスコ総会で世界遺産条約が採択され人類全体の財産を将来に伝えていく取組みが始まった。	17・18
	全国学力・学習状況調査	義務教育の機会均等と水準の維持向上を目的とした全国的な児童生徒の学力や学習状況の調査。	11
	総合型地域スポーツクラブ	地域住民が自主的に運営し、子どもから高齢者まで、誰もが様々なスポーツを気軽に楽しめる地域に根ざした、多様目・多世代・多志向のスポーツクラブ。	16
た	探究的な学び	児童生徒が自らの興味や疑問に基づいて課題を設定し、情報を収集・分析しながら主体的・対話的に解決策を見いだす学習プロセス。	11・12
	丹後府中遺跡群	府中地区は、古代の国府や中世の守護所が置かれた丹後国の中心地。奈良時代から室町時代にかけて重要な遺跡が集中する。丹後国分寺跡、成相寺旧境内は国の史跡に指定。	17
	地域学校協働活動	地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域	8・9・14

		と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。	
た	中学校部活動の地域展開	学校の教員が中心となって担ってきた部活動の運営や指導を、地域のクラブや団体、外部指導者などと連携・移行していく取組。	16
	超スマート社会 (Society5.0)	サイバー（デジタル）とフィジカル（実体）を融合させる最先端の技術を使い、社会課題の解決と経済発展を両立させながら、人間中心の社会の構築を目指す取組。	11
	デジタル化	従来アナログや紙で行っていた業務やプロセスを、デジタル技術を活用して電子化・自動化することを指す。	17・18
	デジタルテクノロジー	コンピューターやインターネットなどを活用した、情報処理や制御技術などの総称。	11
	特別支援教育	障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。	11
は	働き方改革	学校の教職員の労働環境を改善し、持続可能な働き方を実現するための取組。	13
	ふるさとみやづ学	本市の豊かな自然や食文化、伝統産業、歴史・文化遺産といった様々な地域資源を活用し、体験的学びを通して自分の生まれ育ったまちを理解し、故郷に誇りと愛着を持てる人を地域全体で育てることを目的とした市独自のカリキュラム。	8・10 13・17 18
	文化財	我が国の長い歴史の中で生まれ、はぐくまれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な国民的財産。文化財保護法に基づき、重要なものが国宝、重要文化財、史跡、名勝、天然記念物等として指定、選定、登録される。	7・8 17・18
	放課後子ども教室	小学校の子どもたちが放課後を安全・安心に過ごし、多様な活動ができるよう、地域住民等の参画を得て、体験や学習などの取組を行う事業。	9
	放課後探究スクール	前尾記念クロスワークセンターMIYAZUにおいて、小・中・高校生が異年齢で交流し、宮津の地域資源を題材とした様々なテーマにより、学校外での学びを深める協働的な探究学習の場。	10

ま	マルシェ	生産者が直接消費者に商品を対面販売するイベント。	15
	みやぶ子どもサポートセンター」「ぼけっと	学校・家庭以外のもう一つの安心できる居場所として、生活や学習等の環境に困難を抱える子どもや、不登校及び不登校傾向にある子どもたちを対象に、学習や食事・体験活動など将来の自立に向けて生き抜く力を育成する子ども第三の居場所。	13
	宮津市教育委員会事務事業点検評価	地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表すること。	19
	宮津市文化財保存活用地域計画	地域における文化財の保存と活用に関する総合的な計画で、文化財保護法第 183 条の 3 に基づく法定計画。	17

宮津市教育大綱・教育振興基本計画

豊かな学びを深めてふるさとを愛する人づくり
～ つながり 響き合い 広がる教育 ～

発行・編集

宮津市教育委員会事務局 学校教育課・社会教育課

〒626-8501 京都府宮津市字浜町 3012 番地

宮津阪急ビル4階(宮津市福祉・教育総合プラザ内)

電話：0772-45-1641 FAX：0772-22-8438